

(全般的なこと)

No.	質問	回答
1	補助金を受けるには、市に申請すれば良いのですか。	ご認識のとおりです。 ただし、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金の交付決定を受けていることが要件の一つとしてあります。
2	申請書等はどこでもらえますか。	周南市役所環境政策課窓口または市ホームページにて配付いたします。支所では配付いたしませんのでご了承ください。
3	国の補助金とは別に市の補助金がもらえるのですか。	ご認識のとおりです。
4	申請書の提出期限はいつですか。	一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金の「交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の発行日から30日以内または当該年度3月末日のうち、いずれか早い日までです。 ただし、令和5年度中に初度登録され、一般社団法人次世代自動車振興センターに申請したにもかかわらず、補助金の「交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の発行日が令和6年4月1日以降の場合は、発行日から30日以内であれば申請が可能です。
5	公募件数の見込みはどれくらいですか。	70台程度を想定しています。

(補助対象者について)

No.	質問	回答
1	法人で使用する場合、補助対象になりますか。	対象にはなりません。 本市に住民登録されている個人が対象です。
2	どのような場合が対象となりますか？	原則として、補助対象車両の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であることとしています。ただし、所有権留保付ローン等による購入の場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社又はローン会社等であり、かつ使用者が申請者であることとしています。 その他の要件等については、補助金の手引きをご確認ください。

(補助対象車両について)

No.	質問	回答
1	いつ初度登録または届出を出した車両が補助対象になりますか。	公募開始日以降に初度登録または届出を出した車両です。
2	補助対象になる車両はどこで確認できますか。	一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金交付対象車両です。詳細は、センターの補助金交付対象車両をご確認ください。 センターHP： http://www.cev-pc.or.jp/
3	一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金を交付されていない場合は補助対象外ですか。	ご認識のとおりです。
4	新車購入が対象ですか。	ご認識のとおりです。 中古車、未使用者（新古車）を購入した場合には対象にはなりません。また、海外から輸入した中古車を日本国内で初めて新規登録（初度登録）又は新規検査届出した場合も対象にはなりません。
5	リース（サブスクリプションを含む）車は補助対象になりますか。	対象になりません。 補助対象車両を自家用乗用車として購入することが要件の一つとしてあります。
6	ローンによる購入は補助対象になりますか。	対象になります。 補助対象車両の自動車検査証上の所有者及び使用者が申請者であることが要件の一つとしてあります。ただし、所有権留保付等による購入によって自動車検査証上の所有者が自動車会社又はローン会社等になる場合、①使用者が申請者であること②領収書やローンの契約書等、契約の内容や全額分の支払いが客観的に確認できる書類を提出することが要件となります。 ※残価設定型ローン（クレジット）での購入も同様です。
7	「補助対象車両の全額分の支払いが確認できる書類」とは具体的にどのようなものですか。	領収書、領収証明書、ローンの契約書等です。

(申請について)

No.	質問	回答
1	住民票の記載事項はどこまで必要ですか。	申請者本人の基本事項（住所・氏名・生年月日・性別）が記載された住民票を取得してください。個人番号（マイナンバー）の記載はしないでください。
2	主に駐車する場所における撮影について、主に駐車する場所とはどこですか？	保管場所として手続きしたところで撮影してください。